

2022年12月20日
USEN少額短期保険 株式会社

令和4年12月17日からの大雪による災害により 被害を受けられました皆さまへ

令和4年12月17日からの大雪による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。
当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

＜保険料払込猶予期間の特別措置＞

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2022年12月20日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
新潟県	長岡市、柏崎市、小千谷市	12月19日
	魚沼市	12月20日